

第1回葛飾区消費者被害救済委員会議事録

日 時：平成20年5月29日(木)午前10時から午前11時40分まで

場 所：消費者学習室(ウィメンズパル3階)

出席者：加納委員、佐々木委員、牧田委員、村委員、室井委員、谷茂岡委員(五十音順)

配布資料別添

委員長が決定するまで、事務局(産業経済課長)が進行
開会に先立ち、

区長から委嘱状を交付し、引き続き挨拶

<挨拶要旨>

- ・今年度4月から葛飾区消費生活条例を施行し、今後は、この条例に基づき消費者行政を進めていくこととしたこと。
- ・従来は消費者からの相談については、消費生活センターにおいて、あっせん等により対応してきた。相談件数は、いわゆる架空請求が多かった平成16年度は5,800件を超してピークであったが、その後は減少し、3,000件台で推移しており、昨年度は3,327件であった。しかし、1件当たりの処理に要する時間は、事案の複雑化、深刻化により増加している。また、被害の状況は、判断能力の不十分な高齢者、若者を狙った詐欺、脅迫まがいの商法が多くなっている。さらには、事業者責任を果たさず、あっせん不能、処理不能件数も二桁台となっている。
- ・当委員会は、このようなセンターで解決できなかった事案につき、委員の皆様のお力をお借りして、再度、あっせん、調停を行っていただき、解決に至ることを目的に立ち上げた。
- ・消費者行政の横断化を目指している国の消費庁設置の動向を踏まえ、葛飾区としても、被害の未然防止、救済さらには正しい情報の提供に取り組んでいく。

1 開会

2 部長挨拶

3 委員自己紹介

4 事務局紹介

5 委員長選出

村委員を委員長に選出

6 職務代理者選出

谷茂岡委員を職務代理者に選出

7 議題

(1) 条例第16条に基づく不適正な取引基準案の検討

・事務局から提案趣旨を説明

「本案は、東京都規則に定められている内容と同一ですが、当委員会で審議いただき、葛飾区として何か独自の規定を盛り込むかどうかも含めて、ご意見をいただきたいです。」

(2) 葛飾区における消費者相談の実情

・事務局から実情を説明

相談あっせん件数、販売購入形態別、商品・サービス別、相談者職業別、相談者年齢別、契約・購入金額及び既支払金額別で数値を挙げて説明次に、センターに最近寄せられた相談事例のうち、典型的なものを紹介次に、国民生活センター及び経済産業省が新手の投資話として注意を喚起しているロコ・ロンドン金取引について紹介

・委員からの質問

Q 「あっせん不調件数」と「処理不能件数」との違いは

A 「あっせん不調件数」とは相談者は解決を望んでいるにもかかわらず、事業者との話し合いがうまくいかず、解決に至らなかった場合であるのに対して、「処理不能件数」とは事業者、消費者と連絡がとれなくなり、処理を継続することができなくなった場合である。

Q 資料の販売購入形態別の中の「店舗購入」には、自分の意思で店に行った場合以外で、店に行って購入した場合も含むか

A 「店舗購入」とは自分の意思で店に行った場合をいい、呼び止められて行った場合については、「訪問販売」にカウントしている。

Q 資料に商品・サービス別の件数が載っているが、それぞれの項目について名寄せをして、店舗購入件数が何件というようには出せないか。

A 販売購入形態別と商品・サービス別の項目は連動していないため、これを出すには少し時間を要するが、次回の会議には何らかの資料を提示する。

Q 基準案の第1の(1)から(3)までが最後の部分に「勧誘し」という文言が入っているのに対して、何故、(4)にはこの文言が入っていないのか。

A 東京都の規則と全く同じ。理由は不明

(3) 検討作業の進め方

本案は、かなり専門的な内容のため、部会を設けて検討したほうが効率的であるとの意見で一致。部会員として、村委員長、室井委員、佐々木委員、谷茂岡委員を選出

(4) 今後のスケジュール

部会においてたたき台を作成し、10月9日(木)午前10時からの委員会で意見をいただく。

8 閉会

閉会后、4名の部会員により次の事項を決定した。

- (1) 部会長を村委員とすること。
- (2) 第1回の部会を7月17日(木)午前10時から開催すること。